

## マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び 業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところで

す。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

＝＝＝＝＝

### 1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

#### 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添①）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の事業者へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

2) 市区町村では、市区町村の職員が会社等に赴いてカードの交付申請を受け付ける方式（出張申請受付方式）を実施しています。会員事業者に対して、出張申請受付の積極的な受入れに取り組まれるよう御依頼のほどお願いいたします。出張申請受付の詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

3) 通知に当たっては、別添②「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」、別添③「マイナンバーカードに関するFAQ」とあわせて、関連する以下のリーフレットの広報素材を事業者に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知して下さい。

・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_hokensho\\_moshikomi.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_moshikomi.pdf)

・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_hokensho\\_a3.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_a3.pdf)

・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_yokatta\\_a3.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_yokatta_a3.pdf)

4) 貴団体や会員企業等において、マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例（出張申請、団体・個社をあげての取組、コンテンツ作成、機関誌等による周知）等がございましたら、周知を発出されている府省庁まで可能な範囲で情報を提供していただけますと幸いです。

5) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請も推奨しております。

6) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省 HP※1 で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認ください※2。貴団体の会員事業者に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

=====

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」内閣府 HP :

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

「マイナンバー制度とマイナンバーカード」総務省 HP :

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)

「マイナンバー制度」厚生労働省 HP :

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

デジタルガバメント閣僚会議 :

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/egov/>

\*\*\*\*\*

〈業所管団体等会員〉  
会員各位

〈業所管団体等〉  
一般社団法人 ○○○

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び  
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について  
(依頼)

貴社におかれては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

- 1) 関連する以下のリーフレットをあわせてお送りしますので、御自由に御活用下さい。
  - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_hokensho\\_moshikomi.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_moshikomi.pdf)
  - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_hokensho\\_a3.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_hokensho_a3.pdf)
  - ・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」  
[https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430\\_yokatta\\_a3.pdf](https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf20210430_yokatta_a3.pdf)
- 2) 別添として、「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」もお送りしますので、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進の取組

の参考としていただくとともに、貴社において、マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例（出張申請、団体・個人をあげての取組、コンテンツ作成、機関誌等による周知）等がございましたら、当団体まで可能な範囲で情報を提供していただけますと幸いです。

加えて、別添「マイナンバーカードに関するFAQ」もお送りしますので、必要に応じてご参照いただけますと幸いです。

- 3) 市区町村では、市区町村の職員が会社等に赴いてカードの交付申請を受け付ける方式（出張申請受付方式）を実施しています。従業員のマイナンバーカードの取得について、取得促進に効果的な出張申請受付方式の積極的受入れに取り組まれるようお願いいたします。出張申請受付の詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- 4) また、令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請も推奨しております。
- 5) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

## 2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP<sup>※1</sup>で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります<sup>※2</sup>。貴社の従業員等に対しても、資格取得届等に記載したマイナンバーに誤りがないことを提出前に確認するよう、周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

## 【御参考】

### 1 マイナンバーカードの出張申請受付等について

- 1) 出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業などに市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式です。受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードを受け取ることができます。
- 2) 出張申請受付の申込みは、事業所等の最寄りの市区町村のマイナンバーカードの担当部署に連絡をします（約 30 日前）。その後、市区町村担当者と打合せを行い、各企業・団体等では申請希望者の名簿作成や必要書類（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請、暗証番号設定依頼書、本人確認ができる書類とその写し、多目的利用申請書等）の取りまとめ、会議室等へ申請窓口の設置の会場準備、従業員等に対する申請窓口への誘導等をしていただく必要があります。
- 3) マイナンバーカードの交付までの期間は、概ね 5 週間程度（自治体により異なります。）となります。交付方法は、郵便局からの本人限定受取郵便等となります。

### 2 出張申請受付方式（企業等一括申請方式）及び出張申請サポート方式の推進について（平成 31 年 1 月 31 日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長事務連絡）

【分割掲載】 [\(1/5\) \(PDF 形式 : 917KB\)](#) / [\(2/5\) \(PDF 形式 : 875KB\)](#) / [\(3/5\) \(PDF 形式 : 933KB\)](#) / [\(4/5\) \(PDF 形式 : 962KB\)](#) / [\(5/5\) \(PDF 形式 : 403KB\)](#)

※出張申請受付の詳細については、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

### 3 マイナンバーカード取得促進のための先進事例集（その 4）（令和 2 年 2 月 18 日\_総務省自治行政局住民制度課）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000671027.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000671027.pdf)

# 業界団体・個社における マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例

## 【目次】

- 出張申請受付について・・・P1～2
- 団体・個社をあげての取組・・・P3～5
- 独自コンテンツの作成・・・P6～7
- 広報紙・機関誌等による周知・・・P8～10

# マイナンバーカード取得促進の取組事例（宮崎太陽銀行）

## 1.概要

- 宮崎太陽銀行では、出張申請サービスが行われていなかった宮崎市に対して呼びかけを行い、試行事例ではあるが、当該銀行において、行員向けの出張申請受付を実現。

## 2.実施内容等

- 平日2日間（9：30～16：30）、当該銀行に市職員が常駐し、受付。
- 1ヶ月後の平日半日間（13：30～17：00）再び当該銀行に市職員が常駐し、マイナンバーカードを市職員交付。
- 本出張申請受付では、141名の行員（役員やパートを含む）がマイナンバーカードを取得。

# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（TKC）

## 1.概要

- 社内のマイナンバーカード取得特進に向けて、自治体と連携し、大規模な「出張申請受付」を実施  
マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に企業所在地の市区町村職員が出向き、一括して申請の受付を行う方式。
- 新入社員にむけて、集合研修の場でマイナンバーカード取得を促している

## 2.実施内容等

- 実施期間・時間帯：
  - ・ 4日間
  - ・ 10時～16時（うち昼休み1時間）
- 申請受付件数：約660名
- 「出張申請受付」のメリット
  - ・ 受付時に自治体職員が本人確認をしているため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は役所の窓口に向くことなく、カードの受取が可能

C社のマイナンバーカード取得状況



# マイナンバーカード取得促進の取組好事例(一般社団法人 江東東青色申告会)

## 1.概要

- 一般社団法人 江東東青色申告会では、申請方法がわからないために、申請をしてない方を支援するための「マイナンバーカード申請サポート会」を実施。

## 2.実施内容等

- 江東東青色申告会において、「マイナンバーカード申請の手続が難しそう」と足踏みしている会員がいたことから、郵送又はスマートフォンによる申請を支援するための申請サポート会を実施。申請サポート会は、江東東青色申告会の役員及び同職員が実施。
- 開催に当たっては、より多くの会員が参加できるように、**仕事が終わってからも参加が可能な夜間(19:00~)に実施。**
- 申請サポート会には11人の会員が参加し、うち7人がマイナンバーカードを申請。

### <申請サポート会パンフレット>

令和2年度

令和2年度の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が下記の通りになりますので、マイナンバーカードをまだ取得していない会員は、ご参加をお待ちしております。

1. 青色申告特別控除額が変わります。  
(現行 65万円⇒改正後 55万円)
2. 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万の青色申告特別控除が受けられます。

持ち物

- ・個人番号がわかる書類  
(住民票・個人番号通知書等)
- ・筆記用具
- ・6か月以内に撮影した顔写真

スマートフォンでの申請を希望の方

- ・個人番号がわかる書類  
(住民票・個人番号通知書等)
- ・スマートフォン  
(メールアドレスが必要です)

サイズ  
(縦4.5cm×横3.5cm)  
最近6ヶ月以内に撮影  
正面、加齢、無歯のもの  
裏面に氏名、生年月日を記入してください  
白黒の写真でも可

申請方法

郵送による申請

スマートフォン

氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

令和元年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(一社)江東東青色申告会 宛 TEL03-3685-8245/FAX03-3685-8200

# マイナンバーカード取得促進の取組事例（日本郵政グループ）

## 1.概要

- 日本郵政グループでは、職員がマイナンバーカードを取得する時間をつくるための有給の特別休暇を導入。

## 2.実施内容等

- マイナンバーカードを取得したいが、時間が取れない社員が多くいたことから、勤務時間中にカードを受け取りに行けるように、職場と市役所等との往復と手続の時間として上限2時間までを有給とする制度を導入。
- 具体的には、就業規則に、社員が裁判員として裁判に出なければならなくなった場合等を想定した規定として、「官公署等に出頭する際は、有給の特別休暇を取得することが可能である。」という趣旨の規定があり、マイナンバーカードの取得についても、その規定を準用する旨を社員に周知。
- 本制度を利用してマイナンバーカードを取得した社員数は、約1,000人（2019年8月～2021年3月）。

# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（野村総合研究所）

## 1. 概要

- 代表取締役会長兼社長自らが主導してデジタル・ガバメント推進に向けた取組を実施
- 2020年10月からの年末調整電子化に向けて、社員のマイナンバーカード取得を促す社内キャンペーンを実施

## 2. 実施内容等

- 社員のマイナンバーカードの取得を促す、「マイナキャンペーン」を2020年2月より実施
- 社員向けの共有情報に特設サイトを設置し、その中で社長のコメントの掲載、全社員のマイナンバーカードの取得状況を「数字で見える化」
- 取得状況については、本部単位で集計  
キャンペーン終了時により取得率の高かった本部を表彰



# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（公益社団法人 若松法人会）

## 1.概要

- 公益社団法人若松法人会が主催するFMラジオ番組内において、マイナンバー取得促進の周知広報を実施。
- 若松法人会のホームページや会報誌に、マイナンバーカード取得促進リーフレットを掲載。

## 2.実施内容等

- 令和3年1月以降、若松法人会が主宰するFMラジオ番組「明日への扉」（毎月1回放送）内において、若松税務署の職員が同席の上で、マイナンバーカードの取得呼びかけや利活用事例を紹介、マイナンバーカードの必要性や利便性等を広くPR。さらに、ラジオ放送後、番組内容をYouTubeへ投稿。
- 若松法人会に属する役員・社員等をはじめ、多くの人々の目に留まるように、同法人会ホームページのトップ画面や会報誌にリーフレットを掲載。

<FMラジオ番組「明日への扉」>



令和3年4月13日放送

## 1.概要

- 「マイナンバーカード取得のメリット」「個人情報保護の対策が講じられていること」「時間がない人に対する申請や受領方法の案内」を説明した動画を作成しイントラサイトにて周知。

## 2.実施内容等

- マイナンバーカード取得促進のため、機構職員が抱えている疑問を解消することを目的に、カードを取得するメリットや政府の取組について、機構の情報セキュリティを統括する情報統括官が解説した動画を自作。
- 作成した動画を機構内イントラサイトに掲載するとともに、役員が参加する会議で取得状況を毎週見える化するすることで、組織的にマイナンバーカードの取得を推進。
- 令和元年度末時点で99%の取得率を達成



# マイナンバーカード取得促進の取組事例（全国青果卸売市場協会）

## 1.概要

- 全国青果卸売市場協会傘下の33会員（県連合会）に対し、ポスター掲示、口頭奨励、出張申請受付によるマイナンバーカードの取得促進を依頼

## 2.実施内容等

### 【出張申請受付】

- ・ 『日本海水産(株)』

社内のマイナンバーカード取得促進に向けて酒田市と連携し「出張申請受付」を実施

実施期間・時間帯：令和3年11月 午後

申請取得件数：20名（全社員取得）

実施内容等：酒田市の職員2名が来社し、受付時に本人確認をすることにより、本人限定郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は窓口に向くことなくカード受取。

### 【ポスター掲示】

- 傘下会員によるポスター掲示の依頼  
市役所のマイナンバー取得パンフレットを回覧し、取得に向けた取組を実施

### 【口頭奨励】

- 会員へのマイナンバーカード取得促進の依頼後、機会あるごとに口頭で協会員向けに制度の説明、取得促進の依頼を行った

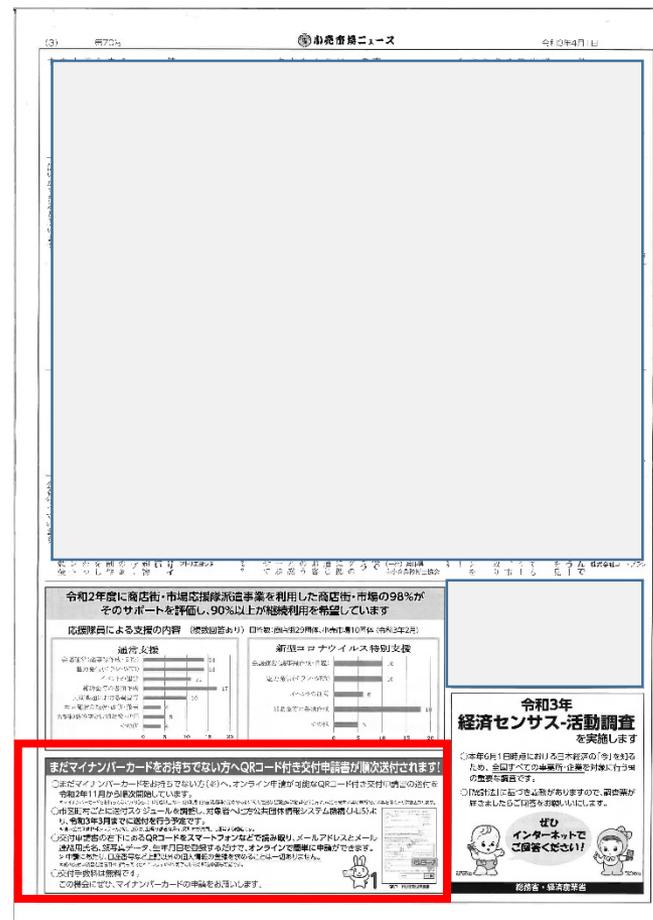
# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全国小売市場総連合会）

## 1. 概要

- 全国小売市場総連合会は、組合機関誌でマイナンバーカードの取得を訴える広報を実施。

## 2. 実施内容等

- ・ 神戸市等からの働きかけにより、組合機関紙により、マイナンバーカード取得を訴える広報を実施。
- 実施期間：2018年4月～現在まで随時。  
直近 2021年4月発行の機関紙に掲載。
- （機関紙広報による告知対象者）  
21商店街、420人とその家族。



# マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全日本トラック協会）

## 1. 概要

- 全日本トラック協会は、協会機関紙「広報とらっく」令和2年12月15日号（5万5千部発行）に「マイナンバーカード取得」に関する要請について掲載。
- 当該機関紙は、会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付。

### <機関誌掲載イメージ>

■マイナンバーカードの取得・利活用呼びかけ  
来年3月からの健康保険証利用開始前に

政府では、令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用等を受け、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のさらなる

促進を呼びかけている。マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト削減に繋がること  
が期待されているほか、同カードは今後運転免許証との一体化も検討されている。

マイナンバーカードに関する詳細については、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」を参照。

## 2. 実施内容等

- 要請記事については、国土交通省からの協力依頼文書に基づき、内閣府が作成したマイナンバーカード取得に係るリーフレット等を参考に作成。
- 機関紙を会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付し、マイナンバーカードの取得・利活用について広報。

## マイナンバーカードに関するFAQ

令和3年5月1日現在

- Q 1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？
- Q 2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？
- Q 3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？
- Q 4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？
- Q 5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報が記憶されているのでないか？
- Q 6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？
- Q 7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないか？
- Q 8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったりしたらどうしたらいいのか？
- Q 9. マイナンバーカードの出張申請サービスを利用するにはどうしたらいいのか？
- Q 10. 出張申請サービスを利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかりますか？

### Q 1. マイナンバーカードとは？マイナンバーとの違いは何か？

A 1. マイナンバーは12ケタの番号そのものとなりますが、マイナンバーカードは申請して、取得できる顔写真付きのプラスチック製のICチップ付きカードで、マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。また、ICチップには「電子証明書」が搭載されており、オンラインでも使用できる公的な本人確認書類（身分証明書）です。

令和3年10月までに、健康保険証利用の本格運用を開始する予定です。

### Q 2. マイナンバーカードを申請するにはどうしたらいいか？

A 2. スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵便の4つの申請方法があります。申請から交付まで約1か月かかります。手続きが手軽で簡単なスマートフォンからの申請は、

- ① スマホで顔写真を撮影、
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る、

- ③ 申請用ウェブサイトでメールアドレスを登録、
- ④ 申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了です。

申請から約1か月後、市区町村から交付通知書が届きますので、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ります。

※ 令和3年3月までにQRコード付き交付申請書を、マイナンバーカード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、適切な時期に窓口に来ていただくようお願いいたします。

Q3. 銀行や勤務先等でマイナンバーカードの提示を求められた時、提示していいのか？

A3. 銀行や勤務先等でマイナンバーの提示を求められたときは、表・裏両面を見せてください。

レンタルショップ等で本人確認書類として使用するときは、表面のみを見せてください。

健康保険証として利用する際は、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざしてください。オンラインで、あなたの医療保険資格を確認します。なお、健康保険証利用の本格運用が開始されるまでは、従来の健康保険証の持参をお願いします。

Q4. 裏面のマイナンバーを他人に見られたらどうしたらいいのか？

A4. もし見られたとしても、他人は悪用できない仕組みになっています。

マイナンバーを使う手続では、顔写真付の本人確認書類での本人確認が必要なため、他人があなたのマイナンバーを使うことはできません。

Q5. マイナンバーカードのICチップの中には、たくさんの個人情報が記憶されているのではないのか？

A5. ICチップに記憶されている情報は、マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真及びマイナンバーの情報と電子証明書のみが記憶されています。また、マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。マイナンバーカードを利

用してもカード内に個人情報や蓄積されず、保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることもありません。

Q 6. マイナンバーカードを悪用されたりしないのか？

A 6. 顔写真入りのため悪用は困難な他に、ICチップを利用して情報を利用するには暗証番号が必要であり、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっています。暗証番号を一定回数間違えると、カードの機能がロックされます。

Q 7. マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるのではないのか？

A 7. マイナンバーで情報を1か所に集めて管理することを法律で禁止しているため、あなたの情報を1か所に集めて管理する仕組みになっていません。(分散管理)

手続を受け付ける行政職員だけが、その手続に必要な情報に限りアクセスすることが許されています。

また、不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

Q 8. マイナンバーカードを紛失したり盗難にあったらどうしたらいいのか？

A 8. 紛失や盗難があった場合でも、24時間365日体制で、マイナンバーカードの一時利用停止が可能です。

受付は、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178に連絡してください。

Q 9. マイナンバーカードの出張申請受付方式を利用するにはどうしたらいいのか？

A 9. 出張申請受付方式とは、マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業などに市区町村職員が出向き、一括して申請受付を行う方式です。受付時に本人確認を実施しているため、本人限定受取郵便等でカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードを受け取ることができます。

出張申請受付の申込みは、事業所等の最寄りの市区町村のマイナンバーカードの担当部署に連絡をします(約30日前)。その後、市区町村担当者と打合せ

を行い、各企業・団体等では申請希望者の名簿作成や必要書類（個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請、暗証番号設定依頼書、本人確認ができる書類とその写し、多目的利用申請書等）の取りまとめ、会議室等へ申請窓口の設置の会場準備、従業員等に対しての申請窓口への誘導等をしていただく必要があります。

Q10. 出張申請サービスを利用した場合、マイナンバーカードの交付までにはどのくらいかかりますか？

A10. マイナンバーカードの交付までの期間は、概ね5週間程度（自治体により異なります。）となります。交付方法は、郵便局からの本人限定受取郵便等となります。